

未払役員報酬の対応法

金融検査マニュアルでは、経営者個人からの借入金を自己資本額に加味することができますが、役員報酬の未払分は、自己資本額に加味することができません。

そこで、この未払分の役員報酬に対して、下記の仕訳のように支払った対応をすることで、経営者個人からの借入金になり、自己資本額に加味することが可能になります。

(借方) 未払金 (貸方) 借入金

なお、この場合に未払分の役員報酬に対して、源泉所得税の納付義務が発生しますので、納付する源泉所得税の金額と資金繰りの状況、および上記の対応による自己資本額の状況を比較・検討してから実行するようにして下さい。